

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

商工労働部 産業イノベーション推進課

1 改正の内容

工業試験に関する手数料を徴収する試験区分の新設及び廃止

○ 改正の主旨

「岐阜県企画経済関係手数料徴収条例」に規定している手数料のうち、県試験研究機関が行う工業試験に関する手数料について、試験区分の新設及び廃止に伴う所要の規定の整備を行うもの

○ 改正の概要

① 試験区分の新設

業界からの要望に対応するため、又は機器の老朽化により廃止する試験と同等以上の試験機能を維持するため、試験区分を新設（5項目）することに伴い、次の手数料を新たに徴収する。

手数料の名称	区 分		手数料の額 (1件につき)
窯業試験手数料	高精度熱膨張	1,000度以下のもの	4,900円
		1,000度を超え1,300度以下のもの	6,600円
	ガス吸着法による比表面積測定		7,900円
	ガス吸着法による細孔径分布測定		16,290円
	ゼータ電位（粒子分散液）		9,000円

② 試験区分の廃止

機器の老朽化により、試験区分を廃止（4項目）することに伴い、次の手数料を廃止する。

手数料の名称	区 分		手数料の額 (1件につき)
窯業試験手数料	熱膨張	1,000度以下のもの	3,760円
		1,000度を超え1,300度以下のもの	5,160円
	窒素吸着法による比表面積測定		4,640円
	窒素吸着法による細孔径分布測定		6,580円

③ 郵送に要する手数料の改定

郵便料金に変更されたことを踏まえ、試験に係る報告書の郵送を必要とする場合に手数料の額に加算する額を、「郵送１通につき３００円」から「郵便料金」に改定する。

２ 施行日

令和７年４月１日